

瀬戸内海国立公園  
(大分県地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)  
(環境省原案)

平成 年 月 日  
環 境 省



## 目 次

1	変更理由	3
2	規制計画	4
	(1) 保護規制計画	4
	ア 特別地域	4
	(ア) 第2種特別地域	6
	イ 面積内訳	12
	(ア) 地域地区別土地所有別面積	12
	(イ) 地域地区別市町村別面積	14
3	事業計画	16
	(1) 利用施設計画	16
	ア 単独施設	16
	イ 道路	28
	(ア) 車道	28
	(イ) 歩道	32
4	参考事項	79
	(1) 指定動植物	79
	(2) 過去の経緯	81
	(3) 公園区域	82
	(4) 保護規制計画	83
	ア 特別地域	83
	(ア) 特別保護地区	84
	(イ) 第1種特別地域	89
	(ウ) 第2種特別地域	93
	イ 普通地域	97
	(5) 利用施設計画	98
	ア 単独施設	98
	イ 道路	102
	(ア) 車道	102
	(イ) 歩道	106
	ウ 運輸施設	108



## 1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日に備讃瀬戸地域を中心に指定され、その後指定区域を拡大し現在に至っている。

大分県地域については、昭和25年に姫島地区が、昭和31年に国東半島地区及び高島地区がそれぞれ公園区域に編入されている。なお、高崎山地区は、昭和31年に阿蘇国立公園から分離され本公園に編入されている。

本地域は、黒曜石の断崖、褶曲断層などの地形や地質構造のみられる姫島地区、瀬戸内海の好展望地である国東半島地区、海食崖が発達し、ウミネコの営巣地のある高島地区及びニホンザルの生息地として知られる高崎山地区から構成される。

今回は、平成15年の点検後9年が経過したことから、その後の自然的条件及び社会的条件の変化を踏まえ、公園計画の点検を行うものである。

保護規制計画については、貴重な地形や地質構造のみられる姫島地区の地種区分の見直しを行う。

利用施設計画については、ジオパークの認定に向けた地域の取組や森林セラピー等の新しい利用形態に対応するために必要な変更を行う。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：特別地域変更表)

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	大分県東国東郡姫島村 字風越の一部

変 更 理 由	面積 (ha)								
姫島西北部の観音崎にある黒曜石の層が露出した海食崖の風致の維持を図るため、普通地域から特別地域に変更する。	<table style="border: none;"> <tr><td style="border: none;">2</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔 国</td></tr> <tr><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border: none;">公</td></tr> <tr><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border: none;">私</td></tr> <tr><td style="border: none;">2</td></tr> <tr><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>	2	〔 国	0	公	0	私	2	〕
2									
〔 国									
0									
公									
0									
私									
2									
〕									
変 更 部 分 面 積 計	<table style="border: none;"> <tr><td style="border: none;">2</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔 国</td></tr> <tr><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border: none;">公</td></tr> <tr><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border: none;">私</td></tr> <tr><td style="border: none;">2</td></tr> <tr><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>	2	〔 国	0	公	0	私	2	〕
2									
〔 国									
0									
公									
0									
私									
2									
〕									
変 更 前 特 別 地 域 面 積	<table style="border: none;"> <tr><td style="border: none;">2,155</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔 国</td></tr> <tr><td style="border: none;">1</td></tr> <tr><td style="border: none;">公</td></tr> <tr><td style="border: none;">443</td></tr> <tr><td style="border: none;">私</td></tr> <tr><td style="border: none;">1,711</td></tr> <tr><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>	2,155	〔 国	1	公	443	私	1,711	〕
2,155									
〔 国									
1									
公									
443									
私									
1,711									
〕									
変 更 後 特 別 地 域 面 積	<table style="border: none;"> <tr><td style="border: none;">2,157</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔 国</td></tr> <tr><td style="border: none;">1</td></tr> <tr><td style="border: none;">公</td></tr> <tr><td style="border: none;">443</td></tr> <tr><td style="border: none;">私</td></tr> <tr><td style="border: none;">1,713</td></tr> <tr><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>	2,157	〔 国	1	公	443	私	1,713	〕
2,157									
〔 国									
1									
公									
443									
私									
1,713									
〕									

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	姫島	大分県東国東郡姫島村 字風越の一部

変更理由	面積 (ha)														
姫島西北部の観音崎にある黒曜石の層が露出した海食崖の風致の維持を図るため、普通地域から第2種特別地域に変更する。	<table style="border: none;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">国</td><td style="text-align: right;">0</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">公</td><td style="text-align: right;">0</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">私</td><td style="text-align: right;">2</td><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>		2	〔	国	0	〕	〔	公	0	〕	〔	私	2	〕
	2														
〔	国	0	〕												
〔	公	0	〕												
〔	私	2	〕												
変更部分面積計	<table style="border: none;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">国</td><td style="text-align: right;">0</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">公</td><td style="text-align: right;">0</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">私</td><td style="text-align: right;">2</td><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>		2	〔	国	0	〕	〔	公	0	〕	〔	私	2	〕
	2														
〔	国	0	〕												
〔	公	0	〕												
〔	私	2	〕												
変更前第2種特別地域面積	<table style="border: none;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">1,985</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">国</td><td style="text-align: right;">1</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">公</td><td style="text-align: right;">308</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">私</td><td style="text-align: right;">1,676</td><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>		1,985	〔	国	1	〕	〔	公	308	〕	〔	私	1,676	〕
	1,985														
〔	国	1	〕												
〔	公	308	〕												
〔	私	1,676	〕												
変更後第2種特別地域面積	<table style="border: none;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">1,987</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">国</td><td style="text-align: right;">1</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">公</td><td style="text-align: right;">308</td><td style="border: none;">〕</td></tr> <tr><td style="border: none;">〔</td><td style="text-align: right;">私</td><td style="text-align: right;">1,678</td><td style="border: none;">〕</td></tr> </table>		1,987	〔	国	1	〕	〔	公	308	〕	〔	私	1,678	〕
	1,987														
〔	国	1	〕												
〔	公	308	〕												
〔	私	1,678	〕												



# 瀬戸内海国立公園(大分県地域)保護規制計画変更位置図



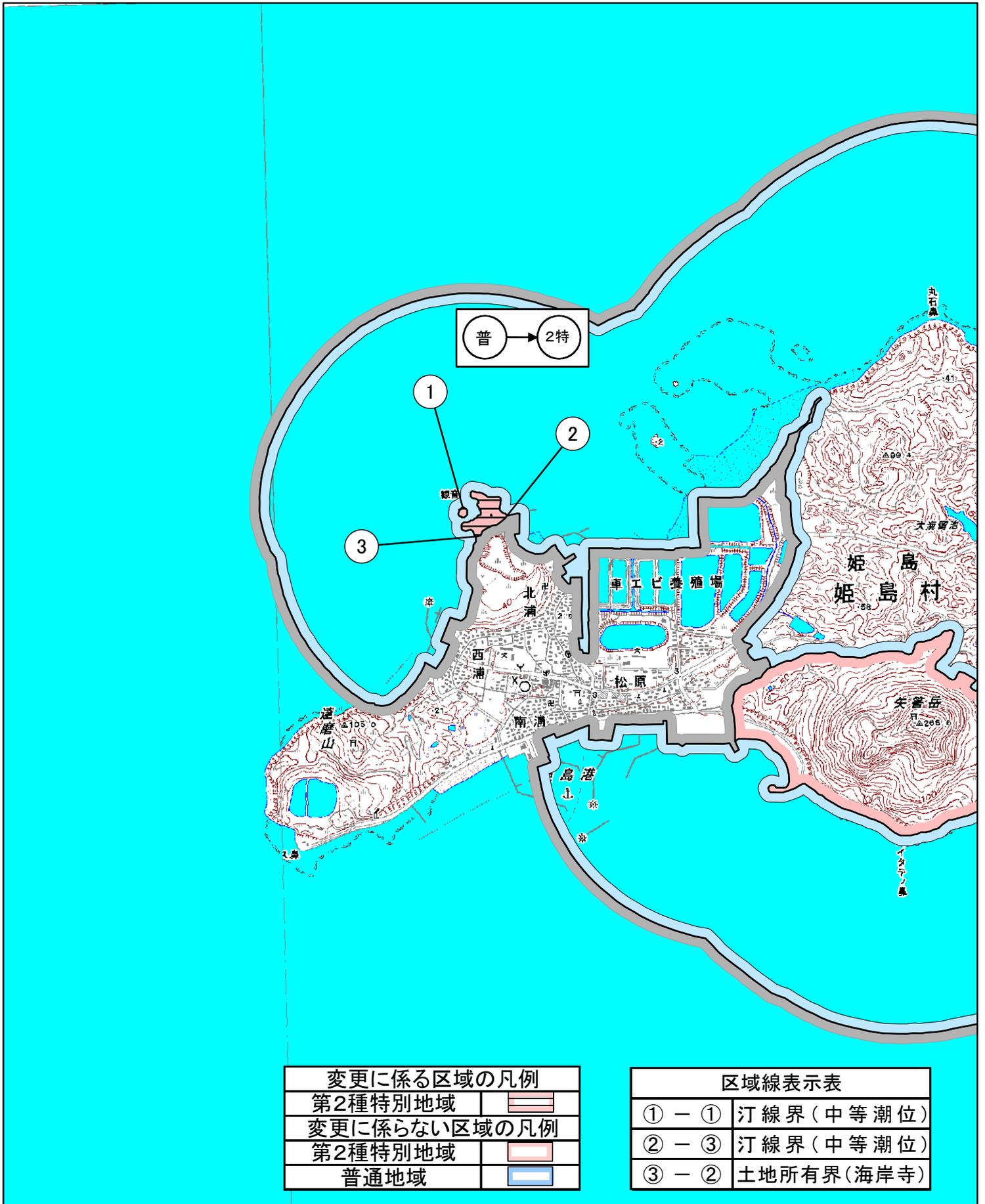
0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

N





# 瀬戸内海国立公園(大分県地域)保護規制計画変更図



イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表3：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地								
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
大 分 県	土地所有別面積	-	111	35	-	24	-	1	308	1,678
	地種区分面積	146 (5.0)			24 (0.8)			1,987 (67.7)		
	地域区分別面積							2,011 (68.6)		
	地域別面積							2,157 (73.5)		

(単位：面積ha、比率%)

域			普通地域			合計		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
-	-	-	-	39	737	1	482	2,450
-								
-								
-			776 (26.5)			2,933 (100.0)		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 4 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行						
		特 別 地 域					普通地域	合 計
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
大 分 県	大 分 市	146	24	267	-	437	-	437
	豊 後 高 田 市	-	-	736	-	736	70	806
	国 東 市	-	-	906	-	906	278	1,184
	東国東郡 姫島村	-	-	76	-	76	430	506
合 計		146	24	1,985	-	2,155	778	2,933

(単位：ha)

変 更 後							増 減
特 別 地 域					普通地域	合 計	
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計			
146	24	267	-	437	-	437	-
-	-	736	-	736	70	806	-
-	-	906	-	906	278	1,184	-
-	-	78	-	78	428	506	-
146	24	1,987	-	2,157	776	2,933	-

### 3 事業計画

#### (1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

##### ア 単独施設

##### ① 追加

次の単独施設を追加する。

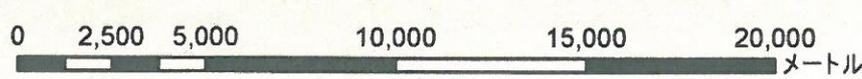
(表5：単独施設追加表)

番号	種類	位置
11	園地	大分県大分市（高崎山）
12	宿舍	大分県国東市国東町（赤根温泉）
13	園地	大分県東国東郡姫島村（明石前）

整備方針	旧計画との関係
高崎山の自然林を採勝するとともに、別府湾を展望するための園地として整備する。	新規
国東半島中央部における宿舎として整備する。	新規
複合溶岩ドームの断層地質を観察する園地として整備する。	新規



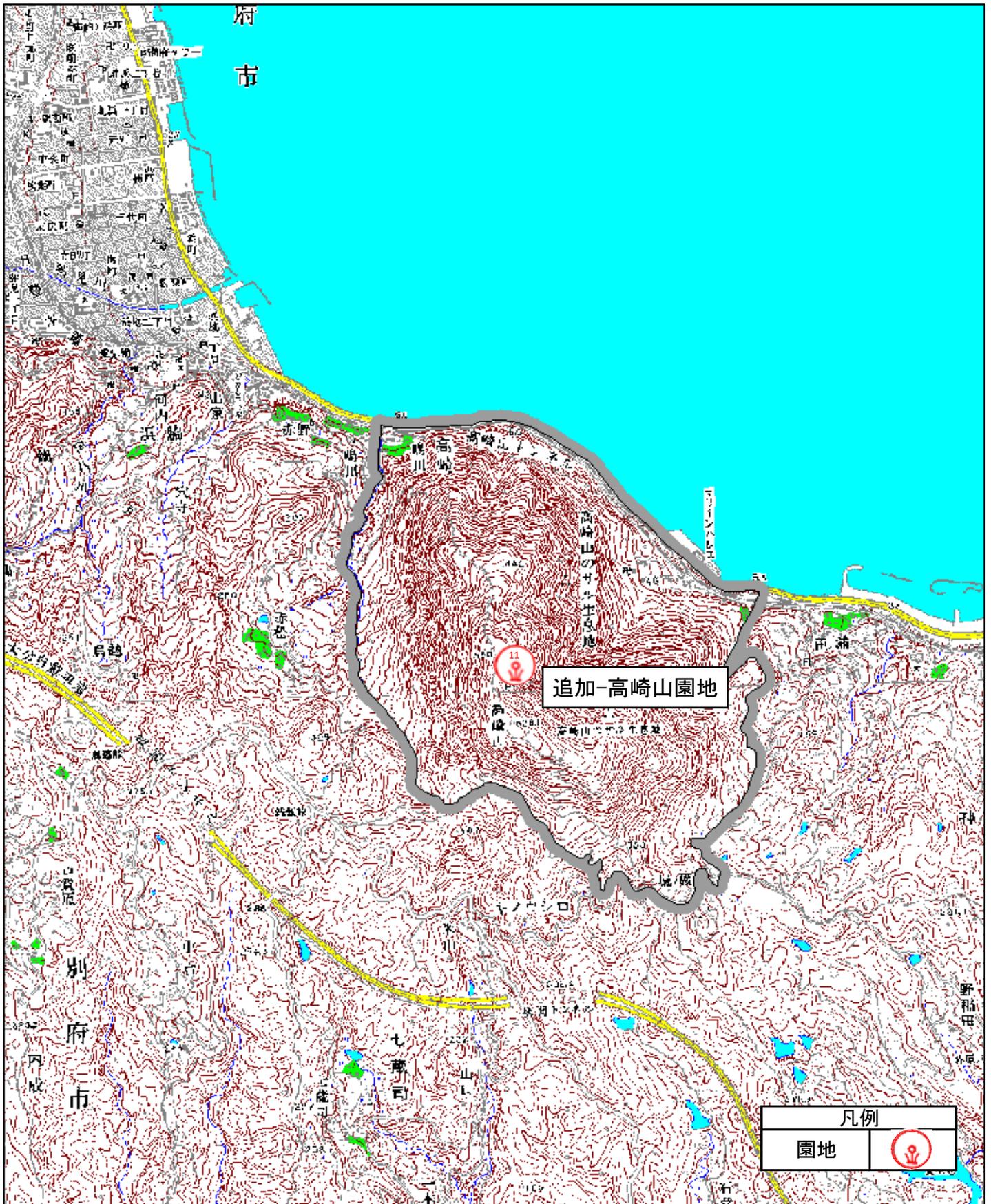
# 瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 1



1:200,000



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図1-1



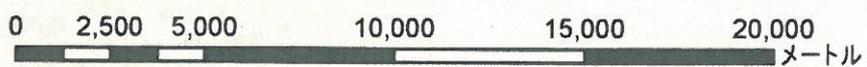
0 250 500 1,000 1,500 2,000

1:25,000





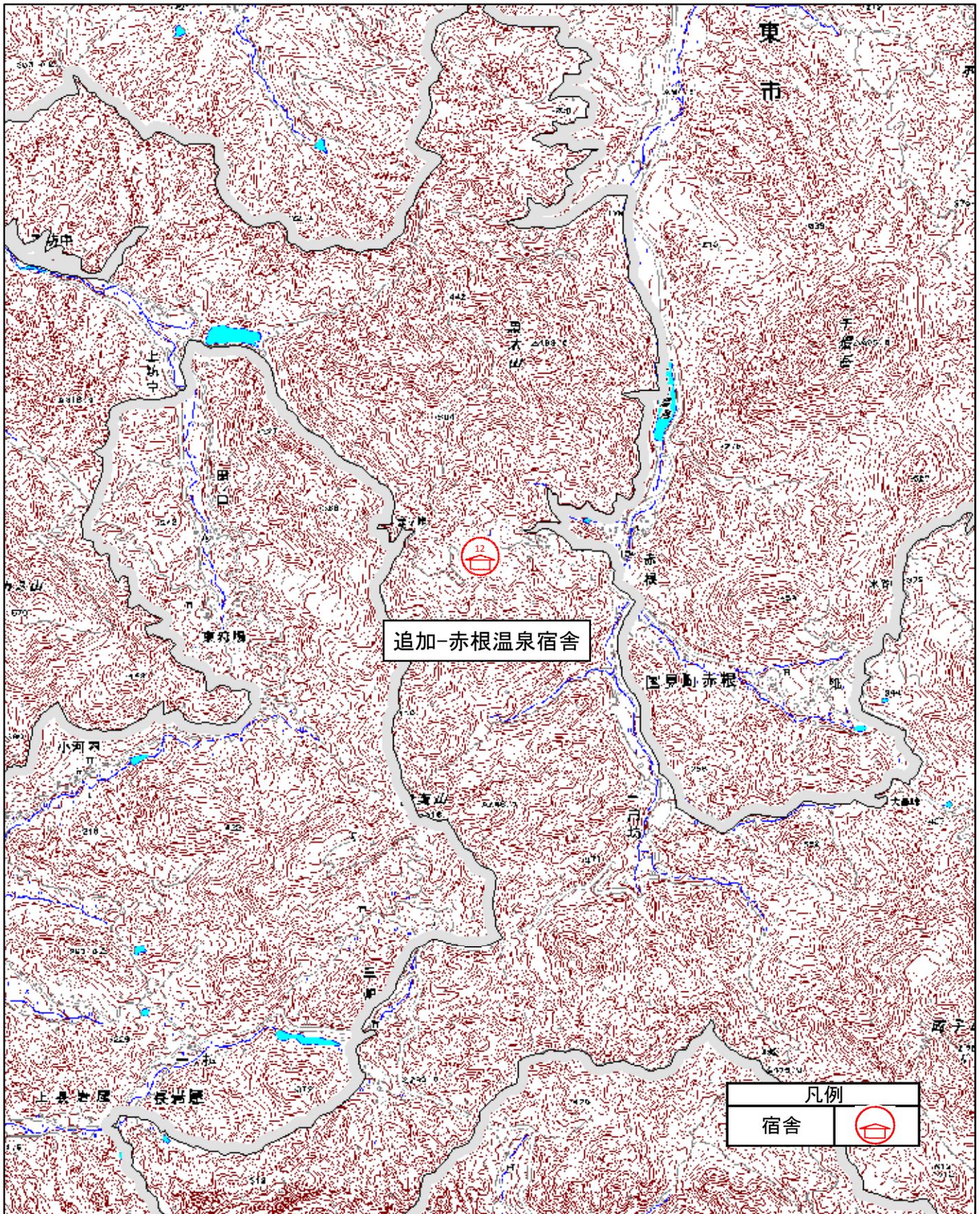
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 2



1:200,000



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図2-1

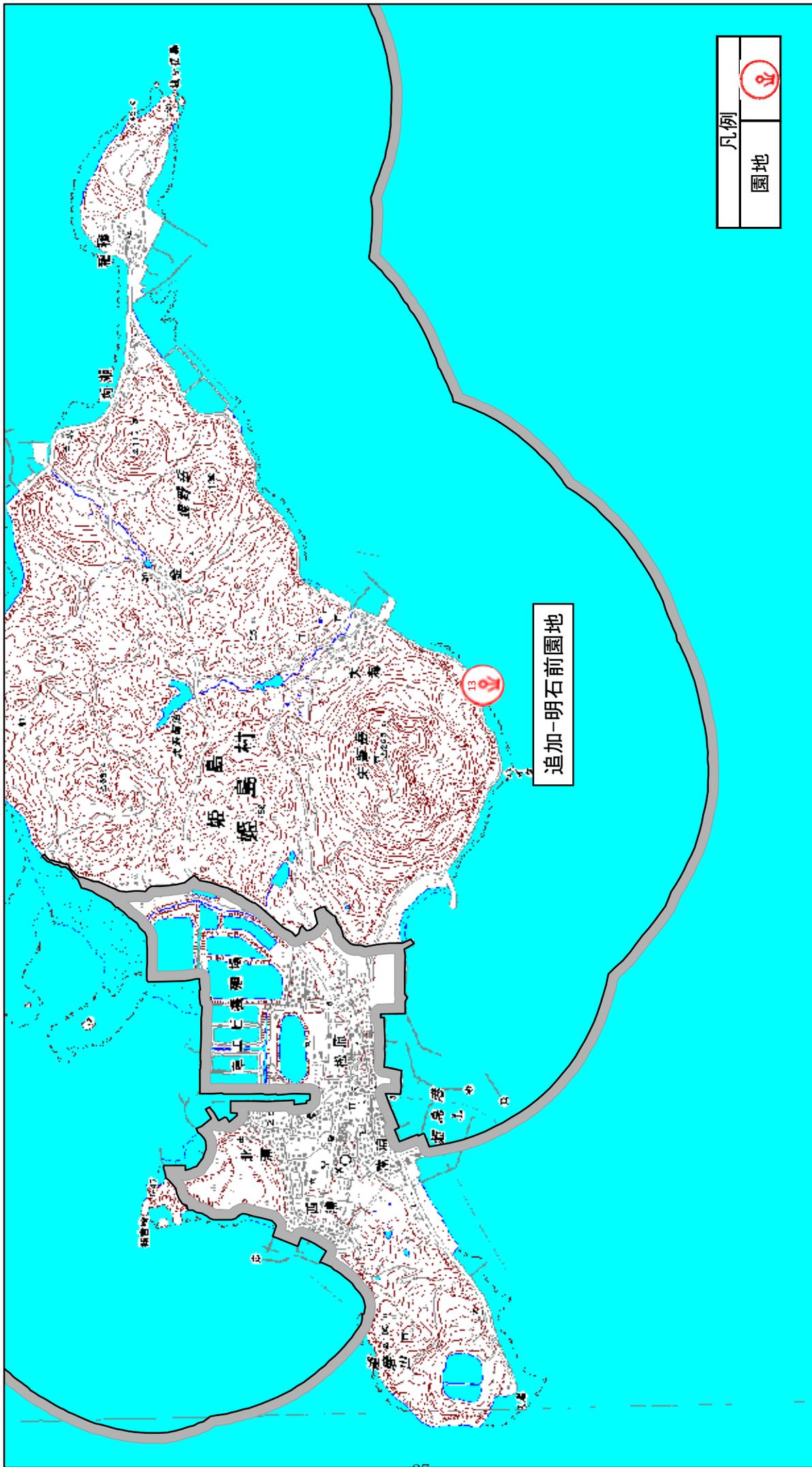


1:25,000





瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図2-2



イ 道路

(ア) 車道

① 追加

次の車道を追加する。

(表6：道路(車道)追加表)

番号	路線名	区間
7	赤根山口線	起点—大分県国東市 (山口・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (赤根・国立公園境界)
8	文殊両子線	起点—大分県国東市 (山口・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (稲川・車道分岐点)
9	姫島南岸線	起点—大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点—大分県東国東郡姫島村 (両瀬・車道分岐点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	本公園区域を東側から利用するルートとして整備する。	新規
堂ノ下	文殊仙寺及び両子寺の間を結ぶ道路として整備する。	新規
大海	姫島南岸の海岸線の風致を採勝する路線として整備する。	新規

- ② 変更  
次の車道を変更する。

(表7：道路(車道)変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	国見走水峠線	起点—大分県国東市 (赤根・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (地蔵峠・国立公園境界) 起点—大分県豊後高田市 (三畑・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (並石・国立公園境界)		昭和 59 年 9 月 20 日
5	姫島線	起点—大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点—大分県東国東郡姫島村 (柱ヶ岳鼻)	大海・金・ 両瀬	昭和 59 年 9 月 20 日

新 規					理 由
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整備方針	
2	国見走水峠線	起点－大分県国東市 (赤根・国立公園境界) 終点－大分県豊後高田市 (並石・国立公園境界)	地蔵峠	本公園区域を南北に連絡するルートとして機能させる。	2路線を統合するため。
5	姫島線	起点－大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点－大分県東国東郡姫島村 (柱ヶ岳鼻)	大海・金・両瀬	姫島の基幹利用ルートとして機能させる。	現道に合わせて路線を変更するため。

(イ) 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表8：道路(歩道)追加表)

番号	路線名	区間
8	高崎山線	起点—大分県大分市 (城ノ腰・国立公園境界) 終点—大分県大分市 (高崎山山頂) 終点—大分県大分市 (高崎山東北麓動物園)
9	中山仙境線	起点—大分県豊後高田市 (夷・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (下坊中・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (小野迫・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
堂ノ下	高崎山の自然林を採勝するとともに、別府湾を展望するための道路として整備する。	新規
	山稜線の奇岩、秀峰等の展望や、イブキシモツケーイワヒバ群落の観察を目的とした道路として整備する。	新規

- ② 削除  
次の歩道を削除する。

(表 9 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区間
1	ハジカミ尻付線	起点－大分県豊後高田市 (横岳・国立公園境界) 終点－大分県豊後高田市 (尻付山・国立公園境界)
3	鷺巣岳線	起点－大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界) 終点－大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界)
5	文殊千灯岳線	起点－大分県国東市 (金ヶ谷峠・国立公園境界) 終点－大分県国東市 (文殊山・歩道合流点)

主要経過地	告示年月日	理由
ハジカミ山 尻付山	昭和 59 年 9 月 20 日	長岩屋及び夷溪の探勝歩道に連絡する歩道として計画したが、今後の利用が見込めないため削除する。
黒木山 伊美山	昭和 59 年 9 月 20 日	南北に連絡する探勝歩道として計画したが、今後の利用が見込めないため削除する。
	昭和 59 年 9 月 20 日	探勝歩道として計画したが、今後の利用が見込めないため削除する。

- ③ 変更  
次の歩道を変更する。

(表 10 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行				
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	鷲巣岳屋山線	起点—大分県国東市 (鷲巣岳・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (地藏峠・国立公園境界) 起点—大分県豊後高田市 (一ノ仏・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (屋山・国立公園境界)	黒木山 伊美山	昭和 59 年 9 月 20 日
4	矢筈岳登山線	起点—大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点—大分県 東国東郡姫島村 (東大海)	矢筈岳	昭和 59 年 9 月 20 日
6	文殊山両子山線	起点—大分県国東市 (文殊仙寺・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (両子・国立公園境界)	文殊山 両子山	昭和 59 年 9 月 20 日
7	高島線	起点—大分県大分市 (高島・前浦) 終点—大分県大分市 (高島コマノタカ) 終点—大分県大分市 (歩道合流点)		昭和 59 年 9 月 20 日

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
2	鷺巣岳線	起点—大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (鷺巣岳)		鷺巣岳山頂から国東半島中央山塊を眺望する登山道として整備する。	鷺巣岳以南の山稜線は、角礫凝灰岩が侵食を受け断崖絶壁があり、また、起伏が激しく登山道としてルートがとれなく、危険度が大きい ため削除し、現状に合わせたルートに変更する。
4	矢筈岳登山線	起点—大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点—大分県東国東郡姫島村 (大海)		矢筈岳山頂に至る登山道として整備する。	歩道として利用実態がない区間を削除するもの。
6	文殊山線	起点—大分県国東市 (文殊仙寺・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (文殊山山頂)		文殊山山頂に至る登山道として整備する。	利用実態に合わせたルートに変更する。
10	両子山線	起点—大分県国東市 (両子・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (両子山山頂)		両子山山頂に至る登山道として整備する。	利用実態に合わせたルートに変更する。
7	高島線	起点—大分県大分市 (高島・前浦) 終点—大分県大分市 (高島・展望台) 終点—大分県大分市 (ヘイサキ)		高島の自然や歴史資源探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせたルートに変更する。

